

秋田県大規模取引等事前指導要綱

- 第1 この要綱は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）による許可又は届出を必要とする土地取引について、その事前の指導を行うことにより、当該土地の取得を行おうとする者の便宜を図り、併せて県土の適正かつ合理的な土地利用を誘導し、均衡ある発展を図ることを目的とする。
- 第2 この要綱は、法第14条の規定による許可又は第23条若しくは第27条の4若しくは第27条の7の規定による届出を必要とする土地取引のうち、取引後の利用目的が開発行為を伴うものであり、かつ、次の各号の一に該当するものについて適用するものとする。
- 一 法第14条の規定による許可を要するもので、その面積が10,000㎡以上のもの
 - 二 法第23条の規定による届出を要するもので、その面積が50,000㎡以上のもの
 - 三 法第27条の4若しくは第27条の7の規定による届出を要するもので、その面積が30,000㎡以上のもの
 - 四 その他、事前の指導を希望する者のうち、知事が必要と認めるもの
- 第3 第2に該当する土地取引により土地に関する権利の移転又は設定を受けようとする者は、法第14条の規定による許可の申請又は法第23条若しくは第27条の4若しくは第27条の7の規定による届出及び他の法令による許可申請、届出等の提出の前に、別紙様式による大規模取引等事前指導申出書を当該土地の所在する市町村の長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前項の図書を受理したときは、その意見を付して知事に送付するものとする。
- 3 知事は、前項の送付を受けたときは、法第16条第1項、第24条第1項、第27条の5第1項又は第27条の8第1項の定める要件に即して、所要の指導、助言を行うものとする。
- 4 知事は、前項の指導、助言を行うに当たり、関係部局による意見の調整が必要であると認めるものについては、秋田県土地利用調整委員会の審議に付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。